

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書

我が国の農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあり、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが求められている。

こうした中、政府は、平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向け推進本部を設置し制度の具体化に向けた検討を進めている。我が国の農業政策を根本から転換する本制度への期待がある一方、農業の現場からは、地域の実情に即した制度とするよう声が上がっている。

よって、国においては、これまでの取組や多様な経営の実態を踏まえ、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進めるため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、生産性の高い担い手農家や集落営農の育成を推進すべき政策として明確に位置付けるとともに、農地集積の加速化、農業所得の向上に配慮すること。
 - 2 戸別所得補償制度の本格導入に当たっては、生産費－販売価格の差額の地域間格差に配慮し、全国の米農家の経営安定が図られる制度とすること。
また、米づくり優先ではなく、野菜・果樹・畜産など多様な農業を支援する政策体系を構築すること。
 - 3 戸別所得補償制度によって生産性の高い担い手への農地集積を阻害する結果とならないよう、農地の「貸しはがし」問題に早急に対処すること。
また、米の過剰対策や下落対策を講じるとともに、米の消費拡大に努めること。
 - 4 大幅な削減となった農業の生産基盤に直結する農業農村整備事業については、予算の復元により、現在進められている事業が計画通り継続できるようにするとともに、箇所付けの基準を明確にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊